

(様式13-2)

規則第9条の23及び第11条各号に掲げる体制の確保状況

① 専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況	(有) (2名) ・ 無
② 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	(有) (1名) ・ 無
③ 医療に係る安全管理を行う部門の設置状況	(有) ・ 無
<ul style="list-style-type: none">所属職員： 専任 (3) 名 兼任 (11) 名活動の主な内容： 医療事故防止及び感染予防対策の推進に関する事、医療安全管理委員会及び感染予防対策委員会への情報提供及び改善策の提案に関する事、インシデント報告の調査及び分析に関する事、安全管理に関する事例、対策等の情報収集に関する事等 (別添「滋賀医科大学医学部附属病院医療安全管理部規程」参照)	
④ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況	(有) ・ 無
⑤ 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	(有) ・ 無
<ul style="list-style-type: none">指針の主な内容： 医療安全管理に関する基本的な考え方、医療安全管理のための委員会その他組織に関する基本事項、医療安全管理のための職員研修に関する基本方針、報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針、医療事故発生時の対応に関する基本方針、患者からの相談に対する基本指針、患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針等	
⑥ 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	年 1 2 回
<ul style="list-style-type: none">活動の主な内容： 発生した医療事故の患者及び家族等への対応に関する事、医療事故に係る公的機関への報告及び公表に関する事、医療事故防止対策の企画立案に関する事、安全管理指針の策定に関する事、医療事故防止マニュアルに関する事、医薬品業務手順書の策定に関する事、医療事故報告書の事故状況等の分析に関する事等 (別添「滋賀医科大学医学部附属病院医療安全管理委員会規程」参照)	
⑦ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 5 回
<ul style="list-style-type: none">研修の主な内容： 講師を招聘しての講演会、院内講師による研修会、外部の研修会への参加等	
⑧ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況	
<ul style="list-style-type: none">医療機関内における事故報告等の整備 (有) ・ 無)その他の改善のための方策の主な内容： ニュース・レターの発行や院内ホームページへの掲載により、職員に周知している。 毎月の重要なインシデント及びその対策について、各部署リスクマネージャーが周知し、情報の共有化を図っている。院内ラウンドによるチェックを行っている。	

滋賀医科大学医学部附属病院医療安全管理部規程

平成16年4月1日制定

平成19年5月15日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院規程第13条第6項の規定に基づき、医療安全管理部（以下「安全管理部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 安全管理部は、病院における医療事故の防止、院内感染の予防等医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 安全管理部に次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部長
 - (2) 副部長 3名
 - (3) ゼネラルリスクマネジャー
 - (4) 感染管理看護師
 - (5) 教員及び医療技術職員 若干名
 - (6) 病院管理課長
 - (7) 医療サービス課長
 - (8) 病院管理課職員 若干名
- 2 部長は、副病院長（総括・リスクマネジメント担当）をもって充てる。
- 3 部長は、安全管理部の業務を統括する。
- 4 副部長のうち2名は部長の指名を経て、1名は看護部長の推薦を経て病院長が委嘱する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名した副部長がその職務を代行する。
- 6 ゼネラルリスクマネジャーは、安全管理部の専任教員及びリスクマネジメント担当の専任看護師長をもって充てる。
- 7 ゼネラルリスクマネジャーは、部長の命を受け安全管理部の所掌業務を処理するほか、リスクマネジャーの指導、医療安全管理委員会との連絡調整を行う。
- 8 感染管理看護師は、部長の命を受け、安全管理部の所掌業務を処理するほか、安全管理に関する職員の指導、感染予防対策委員会との連絡調整を行う。
- 9 教員及び医療技術職員は、部長の命を受け、安全管理部の業務に従事する。
- 10 病院管理課職員は、部長の命を受け、安全管理部の事務に従事する。

(業務)

第4条 安全管理部の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療事故防止及び感染予防対策（以下「安全管理」という。）の推進に関するこ

と。

- (2) 医療安全管理委員会及び感染予防対策委員会への情報提供及び改善策の提案に関すること。
- (3) インシデント報告の調査及び分析に関すること。
- (4) 安全管理に関する事例、対策等の情報収集に関すること。
- (5) 安全管理に係る教育、研修等の企画及び実施に関すること。
- (6) 安全管理に関する院内巡視、記録等の点検及び評価に関すること。
- (7) 安全管理に関するマニュアルの作成に関すること。
- (8) 安全管理に関する広報・啓発活動に関すること。
- (9) リスクマネジャーの会議等に関すること。
- (10) その他安全管理に関すること。

2 安全管理部は、医療事故等が発生した場合において、「医療事故発生時における対応指針」（平成12年7月19日制定）及び「滋賀医科大学医学部附属病院医療事故等発生時の報告に関する取扱要項」（平成15年5月21日制定）を踏まえ、関係委員会と連携し、対応するものとする。

（インシデント検討会）

第5条 安全管理部に、インシデントの再発防止策を検討するため、インシデント検討会を置く。

2 インシデント検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、安全管理部が別に定める。

（リスクマネジャー会議）

第6条 安全管理部に、医療事故防止のための検討事項及び具体的な改善計画等の情報を伝達するため、リスクマネジャー会議を置く。

2 リスクマネジャー会議について必要な事項は、安全管理部が別に定める。

（ワーキンググループ）

第7条 部長が必要と認めたときは、安全管理部にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループについて必要な事項は、安全管理部が別に定める。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、安全管理部の運営に関し必要な事項は、安全管理部が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

滋賀医科大学医学部附属病院医療安全管理委員会規程

平成16年4月1日制定

平成19年9月18日改正

(設置)

第1条 滋賀医科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、本院における医療事故の防止に関する基本的事項を審議するため、医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療事故防止対策の企画立案に関すること。
- (2) 医療事故報告書の事故状況等の分析に関すること。
- (3) 医療事故の防止に係る教育及び研修に関すること。
- (4) 医療安全管理指針の策定及び変更に関すること。
- (5) 医薬品業務手順書の作成又は変更に関すること。
- (6) 医療事故防止マニュアルに関すること。
- (7) 医療事故に係る公的機関への報告及び公表等に関すること。
- (8) 発生した医療事故の患者及び家族等への対応に関すること。
- (9) その他医療事故、医事紛争及び訴訟に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副病院長（総括・リスクマネジメント担当）
 - (3) 医療情報部長
 - (4) 臨床医学講座及び病院の教員（前号に掲げる者を除く。） 若干名
 - (5) 医薬品安全管理責任者
 - (6) 医療機器安全管理責任者
 - (7) 副看護部長 1名
 - (8) ゼネラルリスクマネジャー
 - (9) 専任感染管理看護師
 - (10) 病院管理課長
 - (11) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第4号及び第10号の委員は、病院長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第6号の委員は、看護部長の推薦により病院長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、病院長をもって充て、副委員長は、副病院長（総括・リスクマネジメント担当）をもって充てる。

3 委員長は、委員会を召集しその議長となる。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(医療事故調査委員会)

第6条 委員会に、重大な医療事故が発生した場合における事故原因の調査究明及び必要な対応策について審議するため、必要に応じ医療事故調査委員会を置く。

2 医療事故調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医療安全管理部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。